

事務連絡
令和2年6月2日

各都道府県特別定額給付金担当部
各指定都市特別定額給付金担当局 } 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について

特別定額給付金事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、あつく御礼を申し上げます。

特別定額給付金の申請・代理については、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日付け事務連絡）において、

- ・代理人が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することとする。
- ・また、市区町村長は、当該代理人の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

旨ご連絡したところですが、今般、申請書の委任欄に虚偽の内容を記載し、これを基に代理申請を行ったとされる事案が判明したことから、特別定額給付金の申請・受給に係る委任状の取扱いについて、【別添】の内容について改めて留意いただきたく、ご連絡いたします。

なお、成年後見人等に関する委任状の取扱いは、「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」（令和2年5月2日付け事務連絡）のとおりです。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村に対して御連絡いただくようお願いいたします。

特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について

- 1 代理人（申請・受給権者の親権を有する者を含む。以下同じ。）が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する必要があること。
- 2 委任状の作成及び委任欄への記載については、当然のことながら、特別定額給付金の申請・受給権者本人が行うべきものであること。
- 3 各市区町村において、申請・受給権者が作成した委任状がない又は委任欄が申請・受給権者本人によって記載されたものでないことが確認された場合は、本人による委任状の提出又は委任欄への記載を求め、これに応じない場合には、給付決定を行わないこととすべきであること。
- 4 代理申請・受給の際に提出された委任状が、申請・受給権者が記載したものではなく、有効な申請でないことが確認された場合、当該者への給付は補助対象とはならないこと。
- 5 各市区町村においては、1 から 4 に留意しつつ、代理人からの申請があった場合であって、例えば、以下のような場合には、代理人に対して、申請・受給権者本人が作成した委任状又は申請・受給権者本人によって記載された委任欄であることの確認を徹底されたいこと。
 - ・申請のみならず受給まで代理で行う場合
 - ・受給権者である世帯主が単身世帯であり、死亡届が出されている場合
 - ・その他明らかに不自然であるような場合